

千代田区長
石川 雅己 様

2007年7月24日

千代田区職員労働組合
執行委員長 加藤 哲夫

次世代育成支援に関わる要求書

1、妊娠・出産に関わる事項

- (1) 産休の期間を延長すること。
- (2) すべての職種について、産休代替措置を制度化すること。
- (3) 妊娠初期休暇を次のとおり改善すること。
 - ① 取得方法を弾力化し、積み上げ方式にすること。
 - ② 14日に延長すること。
- (4) (仮称) 早期流産休暇について、新設すること。
- (5) 妊婦の母体保護の観点から、妊婦通勤時間について、1日90分とすること。
- (6) 妊婦の風疹予防のための啓発・検査等の事前措置を講ずること。また勤務上の措置を講ずること。
- (7) 母子保健検診休暇について、妊娠判定の診断を行う初回の通院を回数に含むとともに、親学級も対象とすること。
- (8) 妊産婦の休養職免を勤務の始めと終わりに取得可能とし、他の規程によるものとの連続取得を認めること。
- (9) 妊産婦について、深夜業を禁止すること。
- (10) 男性職員の(仮称) 育児参加休暇を新設すること。なお、当面、出産補助休暇について、日数を増やし、第2子以降の日数を加算すること。

2、育児に関わる事項

- (1) 育児休業について
 - ① 有給措置および支給期間を3歳まで拡大すること。
 - ② すべての職種について、正規及び育休任期付職員採用を行うなど、代替措置制度を確立すること。
 - ③ 非常勤職員にも制度を適用すること。
 - ④ 育児休業終了後、必要に応じて復帰する職員にフォローアップ措置を行うこと。
- (2) 部分休業について
 - ① 有給とすること。
 - ② 取得単位を15分ごととすること。

- ③ 期間を小学校就学前までとすること。
 - (3) 育児時間について
 - ① 育児時間を120分とすること。
 - ② 期間を3年に延長すること。
 - ③ 妻の妊娠出産休暇中の夫である男性職員にも育児時間を認めること。
 - (4) 育児休業・育児時間に引き続くものとして、(仮称)保育時間制度(一日90分、有給で、小学校終了までの子を対象とする)を新設すること。
 - (5) 子どもの看護休暇について、以下のとおり改善すること。
 - ① こども一人につき年間10日とすること。
 - ② 小学校終了までの子を対象とすること。
 - (6) 子どもの入学式、卒業式、授業参観、保護者会などに出席するための(仮称)子育て休暇を新設すること。
 - (7) 母子保健法、予防接種法に基づく検診、予防接種については、妊婦及び保護者に対して必要日数の全期間、職免を講ずること。
 - (8) 育児のための短時間勤務制度を導入すること。

以上